医療の効率的な提供の推進に関し、都道府県において達成すべき目標 (案)の考え方

- (1) 療養病床の病床数 平成24年度末時点での療養病床の病床数 = と により設定する 各都道府県における a - b + c
 - a 医療保険適用の療養病床(回復期リハビリテーション病棟である療養病床を除く。以下「医療療養病床」という。)の現状の数(平成18年10月)
 - b 医療療養病床から介護保険施設等に転換又は削減する見込み数(平成18年10月) (医療区分1) + (医療区分2) × 3割

都道府県は上記の数を基に、計画期間中の後期高齢者人口の伸び率、並びに救命救急医療の充実、早期リハビリテーションの強化による重症化予防、在宅医療及び地域ケアの推進に関する方針等を総合的に勘案し、それぞれにおける実情を加味して設定する。

(注) 全国レベルでの療養病床の目標数は、今秋を目途に各都道府県における設定状況を踏まえて設定する。